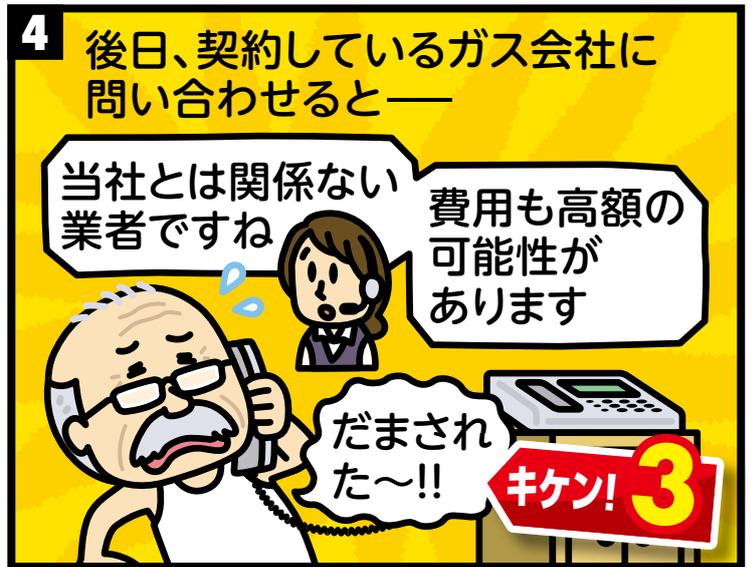


給湯器の点検商法に

ご注意!!



- 1** ▶ ガス会社を装う場合もあるので **すぐに依頼せず**まずは**会社名等を確認**
- 2** ▶ その場では**契約せず**、交換の必要性や交換機種の機能を十分に検討
- 3** ▶ クーリング・オフ等ができる場合もあるので **すぐに消費生活センター等に相談**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

い や や!
TEL 188

皆さんからの相談情報が同様の被害防止につながります。

今月の標語

ガス会社?
思い込まずに
まず確認